

令和8年第1回五霞町議会定例会会議録

令和8年3月16日（月曜日）午前10時開議

議事日程（第3号）

第1 諸般の報告

第2 議案第2号 五霞町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第3号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 五霞町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 五霞町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 五霞町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第7号 五霞町特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

議案第8号 五霞町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第9号 五霞町犯罪被害者等支援条例

議案第10号 五霞町中小企業等の振興に関する条例

議案第11号 五霞町中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

議案第12号 五霞町基金条例の一部を改正する条例

議案第14号 五霞町原宿台コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第15号 町道の廃止について

議案第16号 町道の認定について

議案第17号 令和7年度五霞町一般会計補正予算（第7号）

議案第18号 令和7年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第19号 令和7年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第20号 令和7年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第21号 令和7年度五霞町水道事業会計補正予算（第3号）

議案第22号 令和7年度五霞町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第23号 令和7年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

議案第24号 令和8年度五霞町一般会計予算

- 議案第25号 令和8年度五霞町国民健康保険特別会計予算
 議案第26号 令和8年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算
 議案第27号 令和8年度五霞町介護保険事業特別会計予算
 議案第28号 令和8年度五霞町水道事業会計予算
 議案第29号 令和8年度五霞町公共下水道事業会計予算
 議案第30号 令和8年度五霞町農業集落排水事業会計予算

第 3 議案第31号 五霞町会計年度任用職員の給与、費用弁償、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

出席議員（10名）

- | | | | |
|----|--------|-----|---------|
| 1番 | 猿橋正男君 | 2番 | 小野寺宗一郎君 |
| 3番 | 黛丈夫君 | 4番 | 山本芳秀君 |
| 5番 | 植竹美智雄君 | 6番 | 新井庫君 |
| 7番 | 伊藤正子君 | 8番 | 宇野進一君 |
| 9番 | 鈴木喜一郎君 | 10番 | 樋下周一郎君 |

欠席議員（0名）

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

- | | | | |
|----------------|--------|--------------|--------|
| 町長 | 知久清志君 | 副町長 | 土信田法男君 |
| 教育長 | 森田恵美子君 | 総務課長 | 鳩貝浩之君 |
| まちづくり戦略課長 | 古郡健司君 | 会計管理者兼町民税務課長 | 堀山康行君 |
| 健康福祉課長 | 吉岡雅子君 | こども未来課長 | 山下仁司君 |
| 産業課長兼農業委員会事務局長 | 山田浩君 | 特定プロジェクト推進課長 | 大橋勝君 |
| 建設水道課長 | 園田和則君 | 教育次長 | 荒井富美子君 |

写真撮影のため入場を許可した者

- | | |
|------------|-------|
| まちづくり戦略課主事 | 江森達也君 |
|------------|-------|

事務局職員出席者

局	長	曾根正明	書	記	高島悠仁
			書	記	伊藤弘美

開会 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（植竹美智雄君）おはようございます。
本日の会議を開きます。
-

◎会議成立の宣言

- 議長（植竹美智雄君）ただいまの出席議員は、全員出席の10名で会議は成立いたします。
-

◎諸般の報告

- 議長（植竹美智雄君）日程第1、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条の規定による本日の議案説明員等は、御手元に配付いたしました資料のとおりです。
傍聴の皆様をお願い申し上げます。
本日の本会議は、役場庁舎内へ映像配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信も行いますので、御理解・御協力をお願いいたします。なお、傍聴席が映像範囲に入ることもございますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。
また、スマートフォン等の音の出る電子機器類は電源を切るか、音が出ないように設定をお願いします。
若干今日は、私、花粉症がひどいので鼻がムズムズしますので、鼻をかませてもらうことがあるかもしれませんが、御容赦ください。
以上で諸般の報告を終わります。
-

◎委員長報告・質疑・討論・採決

- 議長（植竹美智雄君）続きまして、日程第2、それぞれ所管の委員会へ付託いたしました議案について、各委員長から審査の経過と結果の報告を求めます。
最初に、総務文教委員会委員長の報告を求めます。
樋下周一郎君。

〔総務文教委員長 樋下周一郎君 登壇〕

- 総務文教委員長（樋下周一郎君）皆さん、おはようございます。10番議員の樋下です。
総務文教委員会の審査報告を申し上げます。
去る3月3日の本会議において、総務文教委員会へ付託されました議案の審査経過と結果について御報告いたします。
当委員会は、3月4日午後1時30分から、議案説明員として執行部から町長、副町長、教育長、担当課長等の出席を求め、委員5名出席のもと開催いたしました。
当委員会へ付託されました案件は、議案第2号～議案第8号の条例の新規制定及び一部改正に関する件、議案第14号の指定管理者の指定に関する件、議案第17号～議案第20号の一般会計及び特別会計に係る所管の補正予算に関する件、合計で12件の付託案件の審査を実施いたしました。
審査の経過について申し上げます。
議案第2号～議案第8号の条例の新規制定及び一部改正においては、趣旨や効果等について説明を受け、その後、質疑・審査を実施いたしました。
続きまして、議案第14号の指定管理者の指定に関する件では、趣旨や指定に関する効果などの説明を受け、審査を実施いたしました。

続きまして、議案第 17 号～議案第 20 号の一般会計及び各特別会計に係る補正予算の審査では、補正予算計上の必要性、積算根拠及び取組内容に関し説明を受け、その後、質疑・審査を実施いたしました。

審査の結果につきましては、当委員会へ付託されました 12 件全て全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、当委員会へ付託されました議案の審査経過と結果でございます。

どうか議員の皆様には当委員会の決定どおり御賛同いただきますようお願い申し上げまして、報告といたします。

以上です。

○議長（植竹美智雄君）続いて、経済建設委員会委員長の報告を求めます。

黛 丈夫君。

〔経済建設委員長 黛 丈夫君 登壇〕

○経済建設委員長（黛 丈夫君）おはようございます。3 番議員の黛です。

経済建設委員会の審査報告を申し上げます。

去る 3 月 3 日の本会議において、当委員会へ付託されました議案審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会は、3 月 4 日午前 10 時から議案説明員として執行部から町長、副町長、担当課長等の出席を求め、委員 5 名出席のもと開催いたしました。

当委員会へ付託された案件は、議案第 9 号～議案第 12 号の条例の新規制定及び一部改正に関する件、議案第 15 号及び議案第 16 号の町道の廃止及び認定に関する件、議案第 17 号及び議案第 21 号～議案第 23 号の一般会計及び各公営企業会計に関わる所管の補正予算に関する件、合計 10 件の付託案件の審査を実施いたしました。

審査の経過について申し上げます。

まず、議案第 9 号～議案第 12 号の条例の新規制定及び一部改正に関する件では、その趣旨や効果などについて説明を受け、その後、質疑・審査を実施いたしました。

また、議案第 15 号及び議案第 16 号の町道の廃止及び認定に関する審査では、提案理由や実施後の効果などについて説明を受け、その後、質疑を行い審査を実施いたしました。

続きまして、議案第 17 号及び議案第 21 号～議案第 23 号の一般会計及び各公営企業会計に関わる補正予算の審査では、補正予算計上の必要性や内容に関し説明を受け、その後、質疑を行い、審査を実施いたしました。

審査の結果につきましては、当委員会へ付託されました 10 件全て全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、当委員会へ付託されました議案の審査経過と結果でございます。

どうか議員の皆さんには、当委員会の決定どおり御賛同いただきますようお願い申し上げます、報告といたします。

以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）続いて、予算特別委員会委員長より報告願います。

新井 庫君。

〔予算特別委員長 新井 庫君 登壇〕

○予算特別委員長（新井 庫君）おはようございます。6 番議員の新井です。

予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

去る 3 月 3 日の本会議において、予算特別委員会へ付託されました議案審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会は、3 月 6 日及び 9 日の 2 日にわたり、6 日は議長出席のもと、委員 8 名が出席し、9 日は、委員 9 名の出席のもと、議案説明員として執行部から町長、副町長、教育長、担当課長等の出席を求め開催いたしました。

当委員会へ付託されました案件は、議案第 24 号～議案第 30 号までの一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の令和 8 年度予算に関する件の合計 7 件であります。

次に、審査の経過を御報告いたします。

審査は、令和8年度予算書、予算案の概要、主なる施策の事業概要説明に基づき、予算計上の必要性、積算根拠及び取組内容など、各担当課長等から説明を受け、その後、質疑・審査を実施しました。

審査の結果につきましては、当委員会へ付託されました7件全て全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、令和8年度予算の執行に際しましては、歳入面では、町税の確実な賦課・徴収、また、ふるさと応援寄附金や企業版ふるさと納税などの税外収入の確保、さらに、新規開発事業などを推進し、今後の安定的な財源の確保に取り組んでいただきたいと存じます。

歳出面では、常にコスト意識を持ち、真に必要な事業へ選択と集中を図り、住民サービスの低下を招くことなく、限られた予算の有効活用に取り組んでいただきたいと存じます。

以上が当委員会へ付託されました議案の審査の経過と結果でございます。

どうか議員各位には、当委員会の決定どおり御賛同くださいますようお願い申し上げ、報告といたします。

以上です。

○議長（植竹美智雄君）以上で、各委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

それでは、これより付託案件の採決を行います。

議案第2号 五霞町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第2号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第2号 五霞町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第3号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第3号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号 五霞町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第4号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）起立全員です。

着席願います。

よって、議会議案第4号 五霞町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号 五霞町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第5号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）全員起立です。

着席願います。

よって、議案第5号 五霞町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号 五霞町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第6号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第6号 五霞町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号 五霞町特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第7号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第7号 五霞町特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第8号 五霞町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第8号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第8号 五霞町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第9号 五霞町犯罪被害者等支援条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第9号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）全員起立です。

着席願います。

よって、議案第9号 五霞町犯罪被害者等支援条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第10号 五霞町中小企業等の振興に関する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第10号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第10号 五霞町中小企業等の振興に関する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第11号 五霞町中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第11号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第11号 五霞町中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第12号 五霞町基金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 12 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（植竹美智雄君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 12 号 五霞町基金条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 14 号 五霞町原宿台コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 14 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（植竹美智雄君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 14 号 五霞町原宿台コミュニティセンターの指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 15 号 町道の廃止についてを採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 15 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（植竹美智雄君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 15 号 町道の廃止については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 16 号 町道の認定についてを採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 16 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（植竹美智雄君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 16 号 町道の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第 17 号 令和 7 年度五霞町一般会計補正予算（第 7 号）、議案第 18 号 令和 7 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 19 号 令和 7 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）議案第 20 号 令和 7 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 21 号 令和 7 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 3 号）、議案第 22 号 令和 7 年度五霞町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）、議案第 23 号 令和 7 年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）は、各会計補正予算で関連しておりますので、一括して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。
よって、議案第 17 号～議案第 23 号を一括して採決することに決しました。
これより一括して討論に入ります。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。
これで討論を終結いたします。
議案第 17 号～議案第 23 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）起立全員。
着席願います。
よって、議案第 17 号～議案第 23 号の令和 7 年度各会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。
お諮りいたします。
議案第 24 号 令和 8 年度五霞町一般会計予算、議案第 25 号 令和 8 年度五霞町国民健康保険特別会計予算、議案第 26 号 令和 8 年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 27 号 令和 8 年度五霞町介護保険事業特別会計予算、議案第 28 号 令和 8 年度五霞町水道事業会計予算、議案第 29 号 令和 8 年度五霞町公共下水道事業会計予算、議案第 30 号 令和 8 年度五霞町農業集落排水事業会計予算は、一括して討論を行い、議案ごとに採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。
よって、議案第 24 号～議案第 30 号までは、一括して討論を行い、議案ごとに採決することに決しました。
ここで、議案第 24 号～議案第 30 号までを一括して討論に入ります。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。
これで討論を終結いたします。
これより採決します。
初めに、議案第 24 号 五霞町令和 8 年度五霞町一般会計予算を採決いたします。
議案第 24 号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）全員起立です。
着席願います。
よって、議案第 24 号 令和 8 年度五霞町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 25 号 令和 8 年度五霞町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。
議案第 25 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）全員起立です。
着席願います。
よって、議案第 25 号 令和 8 年度五霞町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 26 号 令和 8 年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。
議案第 26 号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）全員起立です。
着席願います。

よって、議案第 26 号 令和 8 年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 27 号 令和 8 年度五霞町介護保険事業特別会計予算を採決いたします。
議案第 27 号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（植竹美智雄君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 27 号 令和 8 年度五霞町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 28 号 令和 8 年度五霞町水道事業会計予算を採決いたします。
議案第 28 号、は委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（植竹美智雄君）全員起立です。

着席願います。

よって、議案第 28 号 令和 8 年度五霞町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 29 号 令和 8 年度五霞町公共下水道事業会計予算を採決いたします。
議案第 29 号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（植竹美智雄君）全員起立です。

着席願います。

よって、議案第 29 号 令和 8 年度五霞町公共下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 30 号 令和 8 年度五霞町農業集落排水事業会計予算を採決いたします。
議案第 30 号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（植竹美智雄君）全員起立です。

着席願います。

よって、議案第 30 号 令和 8 年度五霞町農業集落排水事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第 31 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第 3、議案第 31 号 五霞町会計年度任用職員の給与、費用弁償、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 31 号について御提案申し上げます。

追加議案書 1 ページをお開き願います。

令和 7 年人事院勧告で示された令和 7 年 4 月 1 日から適用される給与表を算出基礎とする令和 7 年度から会計年度任用職員の報酬を見直すため、条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、総務課長の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）それでは、議案第 31 号について御説明申し上げます。

議案書の 2 ページをお願いいたします。

令和 7 年人事院勧告で示されました令和 7 年 4 月 1 日から適用される給与給料表を算出基礎とする令和 7 年度からの会計年度任用職員の報酬を見直すため、条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にて御説明いたします。

議案書の4ページをお願いいたします。

こちら同条例の別表第2となります。

今回改正する内容としましては、下線に引いた部分になります。

学校用務員、学校生活介助員、学校給食配膳員、公用バス運転手、町長車運転手、土木作業員、適応指導教室指導員の報酬の額をそれぞれ引き上げるものとなります。

まず、学校用務員及び学校生活介助につきましては日額8,911円に、学校給食配膳員は日額5,092円、公用バス運転手は日額8,436円、町長車運転手は日額1万1,620円、土木作業員は時給1,306円に、適応指導教室指導員のうち、教育職員免許状を有する者については時給1,797円、有しない者は1,273円と、以上のような改正となります。

なお、施行期日につきましては、附則にて公布の日からとする旨を定めておりまして、令和7年4月1日に遡っての適用となります。

説明については、以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第31号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）全員起立です。

着席願います。

よって、議案第31号 五霞町会計年度任用職員の給与、費用弁償、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本定例会に付された議案は全て終了いたしました。

◎議長挨拶

○議長（植竹美智雄君）令和8年度第1回五霞町議会定例会の閉会に当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会は、14日間の会期で開催し、提出された全35件の議案等の審査を行ってまいりました。

特に、令和8年度の各会計予算につきましては、予算特別委員会を設置し、慎重に審査を行いました。

議員各位の慎重なる審議のもと、本日、全議案を議了し、閉会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

執行部におかれましては、本定例会において各議員から出されました意見、要望等について御検討いただき、必要に応じて議会への報告をお願い申し上げます。

本定例会は、会期中における執行部の皆様方の丁寧な議案説明と質疑に対する答弁に対し、厚く御礼申し上げます。

簡単ではございますが、閉会の挨拶といたします。

◎町長挨拶

○議長（植竹美智雄君）ここで、町長の挨拶をお願いします。
町長。

○町長（知久清志君）令和8年第1回五霞町議会定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

3月3日から本日までの14日間にわたり開催されました定例会に、執行部からは、34件の議案等を提案させていただきました。

各常任委員会及び予算特別委員会において慎重なる御審議をいただき、ただいま各議案とも原案のとおり御承認賜りましたことに対し、厚く御礼申し上げます。議会中に議員から賜りました御指摘・御要望につきましては、しっかりと検討して適切な対応をまいります。

簡単ではございますが、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（植竹美智雄君）以上をもちまして、令和8年度第1回五霞町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午前10時32分